

# Personal Finance Report

Vol.1, No.1 June, 2016 パーソナルファイナンス学会発行

## 法改正後に変貌した個人ローン市場

岸 紀子 (株式会社日本信用情報機構)

改正貸金業法が2006年12月に成立してから間もなく10年を迎える。法改正議論の方向性を決めた要因の一つでもある、利息返還請求に係る最高裁判決(2006年1月13日判決)からは10年を超えた。この、国による二つの判断が貸金業者の事業環境を大きく変えたことは論をまたないが、その結果、現在の市場がどのような姿に変わっているかを個人ローン市場に焦点を当てて明らかにしたい。

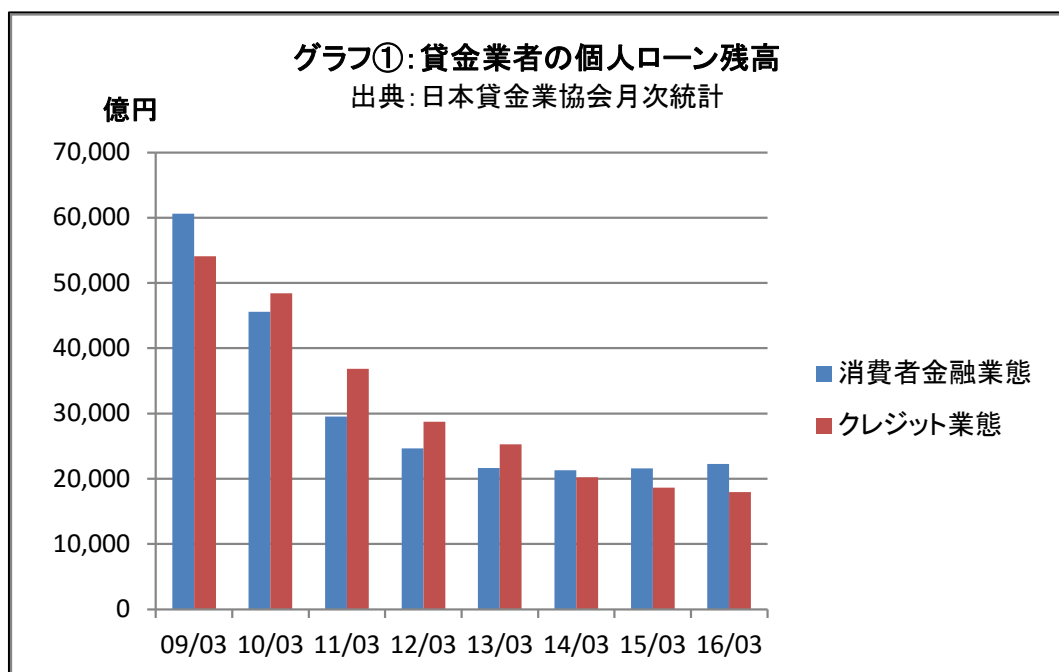
なお便宜上、国内銀行を中心とした金融機関については「バンク」、消費者金融会社、クレジット会社と特定しない限りその二つの業態を合わせた貸金業者については「ノンバンク」と称することとする。また、貸し手がバンクかノンバンクかに関わらず、個人を対象とした無

担保貸付けであって、主にカードローンやクレジットカードキャッシングなどの包括契約型貸付けによるものを「個人ローン」と称することとする。

### 1. ノンバンクによる個人ローンの変貌

ノンバンクで個人ローンを提供している主な業態は、消費者金融とクレジットの2業態であり、日本貸金業協会の月次統計資料によると法改正後2業態ともに残高が大きく減少した。足元では、消費者金融業態は2015年3月、2016年3月と回復し始めているが、クレジット業態は依然として減少が止まっていない。(グラフ①)

金融庁の集計によると、貸金業登録業者は平



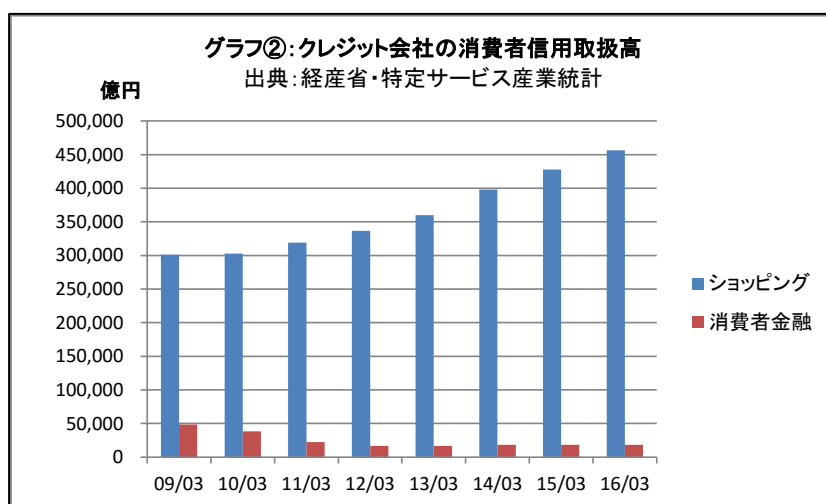
成 18 年 3 月末の 14,236 社から平成 28 年 3 月末の 1,926 社まで減少し、その中でも最も減少したのが消費者金融会社であった。業務報告書集計に基づく、貸金残高を保有する消費者金融会社数は、平成 18 年 3 月末 4,075 社、平成 27 年 3 月末 444 社となっている。消費者金融業態の残高減少の要因として、業者数の減少に加え、利息返還請求に伴う元本毀損、総量規制に伴う貸付金額の圧縮、上限金利引下げに伴うリスク市場への資金供給停止があげられる。足元で残高が回復しているのは、一部の大手消費者金融会社によるものであり、その他の消費者金融会社には厳しい状況が続いている。

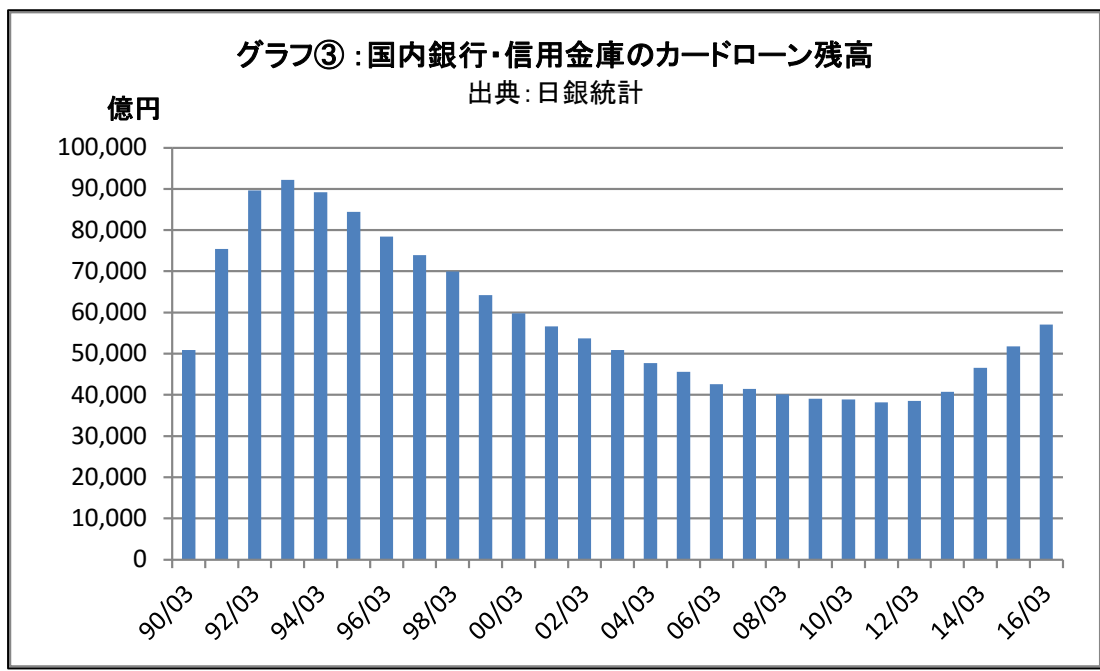
一方、クレジット業態は、法改正を契機に本業回帰への施策変更が行われ、クレジット事業を強化し収益の柱として再構築する動きが目立った。その結果、クレジットショッピングの取扱高は増加を続ける一方で、クレジットカードキャッシングを中心とする個人ローンは残高のみならず取扱高も減少し低迷している(グラフ②) 足元では、政府が「日本再興戦略」の中でキャッシュレス社会の促進を掲げ、さらには技術革新による新たな決済手段の動き、セキュリティ強化のための IC 化実現など、キャッシュレス決済に係るインフラ構築での課題が山積していることから、当面はクレジット事業に経営資源を集中せざるを得ない環境になっている。

## 2. バンクによる個人ローンの変貌

バンクが扱う個人ローンは、平成バブル期に急拡大し、1993 年をピークとしてバブル経済の崩壊とともに市場から撤退したために急速に減少した。その後、積極的に個人ローンを扱おうとするバンクはごく少数に限られる状況が続いていたが、法改正時にはバンクが自ら資金供給を行うことが期待されたことや、新たな収益源として個人ローンを位置付ける必要性が生じてきたことなどにより、バンクのカードローン残高は 2012 年以降成長を続けている(グラフ③)。

この成長を支えているのは、ノンバンクの与信ノウハウを活用した保証提携の仕組みである。ほとんどの伝統的金融機関によるカードローンはノンバンクと保証提携契約を結び、バンク自身がリスクを負わないビジネスモデルで市場に参入している。従来から、子会社である信用保証会社やクレジットカード会社の保証の下でカードローン事業を行っていたが、保証提携先に高い与信ノウハウを持つ大手消費者金融会社、大手クレジット会社を選択するようになり、保証提携先の与信管理能力に裏打ちされた形で市場を拡大しているのが特徴である。法改正の影響で経営が悪化した大手消費者金融会社がメインバンクとの資本提携を強化するなど、ノンバンクがバンクの傘下に入る動きが盛んになったこともこの動きを加速させた。





さらには、従来グループ内ノンバンクが扱っていた個人ローン債権をグループ内バンクに移管し、当該ノンバンクは保証業務を受託しリスクコントロールをするビジネスモデルも生まれ、順調に残高を拡大させている。

グラフ①の、日本貸金業協会統計による2016年3月末の消費者金融業態・クレジット業態合計残高は4兆円であるのに対し、グラフ③の、日銀統計による国内銀行、信用金庫のカードローン残高は5兆7千億円であり、すでにバンクの市場シェアがノンバンクを上回り且つその差を拡大させている。だが、その市場のリスクを請け負っているのはノンバンクであるため、ノンバンクはバンク・ノンバンクを合わせた市場の「リスクテイカー」として位置づけられることになる。

**3. ノンバンク市場も実態は銀行グループ**

法改正に前後して、大手消費者金融会社は経営の安定化を図るためにメインバンクとの資本提携を強化し、完全子会社若しくは持分法適用会社として銀行グループの傘下に入った。大手クレジット会社は、それ以前に銀行グループ

の傘下に入っている。メガバンク3行で見れば、それぞれが傘下に消費者金融会社、クレジット会社をもち、さらにそれらの企業に保証業務を行わせることで、グループ全体での個人ローン事業運営基盤が構築された。

前掲、日本貸金業協会統計の2016年3月末消費者金融業態残高2兆2293億円のうち、アコム(MUFG)、SMBCコンシューマーファイナンス(SMFG)、モビット(SMFG)3社だけで1兆6786億円、76%を占めている。クレジット業態は大手クレジット会社の中に情報開示をしていないところが多いため構成比は算出できないものの、そのほとんどが銀行グループ傘下にあることからすれば、消費者金融業態以上の構成比となっていることは容易に推測できる。

そのように見れば、貸金業法の下で運営されている個人ローンも、実態的には銀行グループのコントロール下にあると言え、法改正前からは大きな変貌を遂げているのである。

注) 本レポートは所属先(日本信用情報機構)とは一切関係がなく、個人の見解に基づくものです。